

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構人事評価規程

制 定 令和7年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）の職員が上司との面談を通じて、担当業務・目標を設定し、共通認識を持ったうえで、業務に取り組むための基本を示すことを目的とする。

(対象)

第2条 機構直接雇用職員（以下「職員」という。）を対象とする。

(評価期間・評価基準日)

第3条 毎年4月1日から翌年3月31日までの評価期間において、9月30日を中間期評価基準日、3月31日を最終評価基準日とする。

(評価者)

第4条 人事評価は、一次評価者及び二次評価により行う。

(目標設定)

第5条 職員は、職務を遂行するにあたり、当該年度の業務目標、能力開発等に関する目標を設定し、業務への主体性や意欲、能力向上に努めなければならない。

(面談・評価)

第6条 評価者は中間期評価、最終評価を行うにあたり、面談を実施しなければならない。また、最終評価結果は、翌年度の昇給および賞与金額を決定する際の勤務成績に関する評価の一部として活用するものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。